

## 単価契約について

本契約は単価契約で行います。

1. 単価契約とは、業務数量表に示した各業務の単価のみを決定し、委託料は実際に行われた業務の実績に基づいて算定した対価を支払うことを内容とする契約です。数量は年間の発注見込み数量であり、実際の発注数量ではありません。
2. 見積金額は見積単価に予定業務数量を乗じた金額で見積りして下さい。
3. 落札者の決定にあたっては、本市が提示する各項目の予定数量に応じて、単価を各々算出し、予定数量に単価を乗じて得た合計金額（総価）を以って落札者を決定しますので、入札者は入札書に見積った金額（消費税抜きの価格）を記載して下さい。契約は、合計金額（総価）の内訳となる業務毎の単価により単価契約を締結しますので、入札書と一緒に仕様書に添付されている「別紙2」の業務数量表も併せて同封して下さい。